# 広域的運営推進機関に関する省令 （平成二十六年経済産業省令第三十六号）

#### 第一条（加入の届出）

電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の十一第四項の規定による届出を行おうとする者は、様式第一の広域的運営推進機関加入届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第二条（会員が脱退することができる場合）

法第二十八条の十二第二項第九号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

* 一  
  法第二条の七第一項の承継（小売電気事業の譲渡し又は小売電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により小売電気事業者の地位を失う場合
* 二  
  法第十条第一項の認可（一般送配電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（一般送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合
* 三  
  法第二十七条の十二において準用する法第十条第一項の認可（送電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（送電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合
* 四  
  法第二十七条の二十四第一項の承継（特定送配電事業の譲渡し又は特定送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により特定送配電事業者の地位を失う場合
* 五  
  法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第一項本文の承継（発電事業の譲渡し又は発電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により発電事業者の地位を失う場合

#### 第三条（設立の認可の申請）

法第二十八条の十四第一項の規定による広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の設立の認可を受けようとする者は、様式第二の広域的運営推進機関設立認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第二十八条の十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

* 一  
  発起人の氏名及び住所（発起人が法人である場合にあっては、その名称、住所及びその代表者の氏名）を記載した書類
* 二  
  創立総会の開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者の氏名又は名称を記載した書類
* 三  
  創立総会に出席した電気事業者（発起人を含む。）の氏名又は名称を記載した書類
* 四  
  創立総会の議事録又はその謄本
* 五  
  役員の履歴を記載した書類及びその就任の承諾を証する書類
* 六  
  役員が法第二十八条の二十一各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
* 七  
  法第二十八条の四十各号に掲げる業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類
* 八  
  組織図及び当該申請に係る推進機関の組織が法の規定に適合することを説明した書類
* 九  
  役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類
* 十  
  災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画
* 十一  
  業務を開始するまでに行う準備に関する計画

##### ３

経済産業大臣は、法第二十八条の十四第一項の認可の申請が法第二十八条の十五各号のいずれにも適合しているかどうかについて審査するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 第四条（定款の変更の認可の申請）

推進機関は、法第二十八条の十八第二項の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、様式第三の定款変更認可申請書に当該定款の変更を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

推進機関は、法第二十八条の十八第二項の規定による定款の変更の認可を受けたときは、当該変更後の定款を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第五条（役員の選任の認可の申請）

推進機関は、法第二十八条の二十三第二項の規定による役員の選任の認可を受けようとするときは、様式第四の役員選任認可申請書に役員として選任しようとする者が法第二十八条の二十一各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類及び当該者の選任を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第六条（役員の解任の認可の申請）

推進機関は、法第二十八条の二十三第二項の規定による役員の解任の認可を受けようとするときは、様式第五の役員解任認可申請書に解任しようとする役員の解任を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第七条（役員の兼職の承認の申請）

役員は、法第二十八条の二十四ただし書の規定による兼職の承認を受けようとするときは、様式第六の役員兼職承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第八条（評議員の任命の認可の申請）

推進機関の理事長は、法第二十八条の二十七第三項の規定による評議員の任命の認可を受けようとするときは、様式第七の評議員任命認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第九条（業務規程の記載事項）

法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

#### 第十条（業務規程の変更の認可の申請）

推進機関は、法第二十八条の四十一第三項の規定による業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八の業務規程変更認可申請書に当該業務規程の変更を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

推進機関は、法第二十八条の四十一第三項の規定による業務規程の変更の認可を受けたときは、当該変更後の業務規程を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十一条（経済産業大臣への報告）

推進機関は、法第二十八条の四十四第二項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第九の指示内容等報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

* 一  
  指示を受けた会員の氏名又は名称
* 二  
  指示の内容
* 三  
  指示をした年月日及び時刻
* 四  
  指示をした理由

##### ２

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、推進機関に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

##### ３

推進機関は、法第二十八条の四十四第三項の規定による報告をしようとするときは、様式第十の指示結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ４

第二項の規定は、前項の報告に準用する。

#### 第十二条（送配電等業務指針）

法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  送電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
* 二  
  受電用の設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項
* 三  
  電気の安定供給を確保するために必要な発電用の電気工作物の設置に関する事項
* 四  
  一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項
* 五  
  前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

#### 第十三条（送配電等業務指針の認可の申請）

推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の認可を受けようとするときは、様式第十一の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ２

推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

##### ３

推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けたときは、当該変更後の送配電等業務指針を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十四条（送配電等業務指針の軽微な変更）

法第二十八条の四十六第一項後段の経済産業省令で定める軽微な事項は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の送配電等業務指針の内容の実質的な変更を伴わない事項とする。

##### ２

推進機関は、法第二十八条の四十六第四項の規定により変更した送配電等業務指針の届出を行おうとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更届出書に当該変更後の送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十五条（立入検査の結果の報告）

推進機関は、法第百七条第十一項の規定による報告をしようとするときは、様式第十四の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 第十六条（立入検査の身分証明書）

法第百七条第十二項の証明書は、様式第十五によるものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

#### 第二条（送配電等業務支援機関に関する省令の廃止）

送配電等業務支援機関に関する省令（平成十五年経済産業省令第百五十五号）は、廃止する。

# 附則（平成二七年三月一六日経済産業省令第一三号）

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三〇日経済産業省令第五五号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。